

令和7年 第1回 長井市農業委員会総会議事録

1. 開催通知の期日 令和7年1月24日 金曜日
2. 総会招集の期日 令和7年1月24日 金曜日
3. 開会の日時 令和7年1月27日 月曜日 午後1時30分
4. 開会の場所 長井市役所 2階 庁議室
5. 出席委員(17名)

1番	平 子 良 之 委員	2番	片 倉 功 委員
3番	小 林 美和子 委員	4番	平 博 之 委員
5番	青 木 久美子 委員	6番	工 藤 俊 昭 委員
7番	渋谷 吉 介 委員	8番	青 木 龍 哉 委員
9番	寺 嶋 嘉 春 委員	10番	安 部 剛 委員
11番	椎 名 一 志 委員	12番	高 橋 忠 委員
13番	鈴 木 憲 一 委員	14番	井 渕 博 昭 委員
15番	鈴 木 淳 一 委員	16番	高 橋 剛 委員
17番	寒 河 江 忠 委員		
6. 欠席委員(0名)

事務局職員出席者

高 橋 嘉 樹 事務局長	三 浦 美佐子 補 佐
井 上 克 俊 係 長	深 瀬 柊 介 主 事

議 事 日 程

令和7年1月27日 月曜日 午後13時30分開会

- | | |
|------|----------------------------------|
| 日程第1 | 議事録署名委員の指名について |
| 日程第2 | 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について |
| 日程第3 | 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第4 | 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 日程第5 | 議案第3号 長井市農用地利用集積計画について |
| 日程第6 | 議案第4号 長井農業振興地域整備計画の変更について |
| 日程第7 | 長井市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について |

本日の総会に付した事件

議事日程に同じ

○ 寒河江 忠 議長

ただいまから 令和7年第1回長井市農業委員会総会を開会いたします。本日の会議に欠席の通告委員はおりません。よって、ただ今の出席委員は、農業委員会等に関する法律第27条第3項で定めてある過半数を満たし、定足数に達しております。

それでは、日程第1 議事録署名委員の指名について、議長より指名させていただきます。議席番号7番 渋谷 吉介 委員、議席番号8番 青木 龍哉 委員のお二人をお願いいたします。

次に日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、事務局より説明を求めます。井上係長。

◎ 井上係長

— 報告第1号朗読後、説明 —

○ 寒河江 忠 議長

事務局の説明が終わりました。この6件についてご質問ございませんか。

— (「なし」の声あり) —

○ 寒河江 忠 議長

それでは、ご質問ないようですので、報告を終わります。

次に日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について6件を議題といたします。事務局より説明を求めます。井上係長。

◎ 井上係長

— 議案第1号朗読後、説明 —

○ 寒河江 忠 議長

それでは、これより担当地区委員の現地調査報告を求めます。番号1については平 博之 委員をお願いいたします。

○ 4 平 博之 委員

番号1番、ご報告いたします。さきほど事務局から説明がありましたが、譲渡人の○○○○さんは以前東五十川に在住していたといいましたが今は東京に住んでおります。実家も取り壊していて、もう誰も住んでいない状況になっております。今回の基盤整備を機に全部手放したいということでありました。それで東五十川の一番の担い手であります●●●●さんをお願いしたところです。●●●●さんにつきましては、機械すべて揃っており担い手でもありますので今後の耕作にも支障ないというふうに思います。以上です。

○ 寒河江 忠 議長

次に、番号2及び3については、寺嶋 嘉春 委員をお願いいたします。

○ 9 寺嶋 嘉春 委員

はい。番号2と3について説明申し上げます。まずは番号2番でございます。貸人の○○○○さんが●●●●さんをお願いするという形でございますが、●●●●さんは、この寺泉地区では数少ない認定農業者であり素晴らしい担い手であります。年齢こそ72、3ですが、これから10年頑張ろうという勢いがある方でございます。そして小屋についても、乾燥調製機などを3年前に全部新しくして農業機械すべて素晴らしいものに揃っていますので、何ら問題ないと思います。番号3についてでございますが、貸人の○○○○さんはお父さんが農業をしておりましたが、息子さんはもう都会の方へ住み着いているということで、農業関係の方はなくしたいというふうな考えでありました。なかなか地元の寺泉地区で借り受ける方が少なく悩んでいたところ、他地区の農業法人●●●●の●●●●さんが借りてくれるということになり、1年ずつの契約であるようでありまして、そういう形になったところです。農業法人●●●●は、皆さんご存知の通り素晴らしい法人でありまして、他地区でありますをお願いしたところでございます。以上です。

○ 寒河江 忠 議長

はい。次に、番号4及び5は、青木 久美子 委員をお願いいたします。

○ 5 青木 久美子 委員

4番と5番についてご報告いたします。この農地はさきほど事務局説明でもありました通り、

◆◆◆◆さんが耕作していましたが、今年から規模縮小するというので、近くに耕作地を持つ法人の●●●●さんと契約に至ったものです。借受人は皆様ご存じのとおりで、問題はございません。以上です。

○ 寒河江 忠 議長

続いて番号6については、私から報告いたします。

○ 17 寒河江 忠 委員

貸手の○○○○さんと借手の●●●●さんについては、新家本家の間柄になります。◆◆◆◆

◆さんは、機械も揃っておって自営をしてきたのですが、大きな部分についてはこの●●●●さんに頼ってきたという経緯があります。先ほど事務局からは中間管理事業での借り手が見つからなかったという説明いただきましたが、この結びつきについては何ら問題ないと思っているわけですが、中間管理事業というのは白紙委任だということを前提にして説明していますので、おそらくその部分を懸念して、3条に手続きを進めたものと私は推測をしたところです。そういった事情はあるのですが、先ほど申し上げた関係ですので何ら問題ないと思います。

○ 寒河江 忠 議長

事務局の説明及び担当地区委員の現地調査報告が終わりました。なお、番号4及び5は片倉功委員に関係がありますので、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請6件のうち、この2件を除く4件について、ご質疑ご意見ございませんか。

— (「なし」の声あり) —

○ 寒河江 忠 議長

それではご質疑・ご意見ないようですので、採決いたします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請のうち、番号4及び5を除く4件について、これを承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 寒河江 忠 議長

挙手全員であります。よって、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請のうち、番号4及び5を除く4件について、これを許可することに決定いたします。ここで、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、片倉功委員の退席をお願いします。

— 片倉 功 委員 退席 —

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請のうち、番号4及び5の2件について、ご質疑ご意見ございませんか。

— (「なし」の声あり) —

○ 寒河江 忠 議長

それではご質疑・ご意見ないようですので、採決いたします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請のうち、番号4及び5の2件について、これを許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 寒河江 忠 議長

挙手全員であります。よって議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請のうち、番号4及び5の2件について、これを許可することに決定いたします。ここで、片倉功委員の復席を求めます。

— 片倉 功 委員 復席 —

○ 寒河江 忠 議長

片倉功委員に申し上げます。ただいま、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請のうち、番号4及び5の2件について、これを許可することに決定しましたので告知いたします。

○ 寒河江 忠 議長

次に、日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について1件を議題といたします。事務局より説明をします。深瀬主事。

◎ 深瀬主事

— 議案第2号朗読後、説明 —

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてですが、今月は1件でございます。番号1 成田字本宿の農地になります。こちら農地の外7筆の合計8筆が今回の申請地になっております。地目はいずれも「畑」で面積の合計が4,107㎡でございます。権利種別は所有権移転。譲渡人が〇〇〇〇さん 外4名の合計5名となっております。譲受人が 長井市長 内谷 重治。転用目的は「土地造成のため」で、転用概要としましては「長井市が事業主体となり19区画分の宅地造成・宅地分譲を行うため」申請するものでございます。なお、こちら900㎡を超えておりますので農地部会長報告案件、また、3,000㎡を超えておりますので来月2月の常設審議委員会の案件となっております。続いて、費用面です。土地取得費、こちらが総額■■万■■円。造成費としまして■■万円。その他として■■万■■円で総額■■万■■円。要件ですが、当該地は第3種農地に該当するため許可は可能となります。造成は約50センチの盛土を行います。法面は約1mのL型擁壁を設置します。取排水は、上水道及び公共下水道。雨水は自然流下で、区域内に側溝を設けておりましてそちらのほうに一度流し、最終的に区域東側の水路に流下するとのことでございます。以上です。

○ 寒河江 忠 議長

はい。事務局の説明が終わりました。ここで寺嶋嘉春農地専門部会長より報告を求めます。寺嶋嘉春農地専門部会長。

○ 寺嶋 嘉春 農地専門部会長

はい。私の方からご報告いたします。令和7年1月 第1回の総会ということで報告させていただきます。今月の農地転用申請が900㎡を超える案件であり、平 博之 副部会長、高橋 剛 現地担当委員及び事務局と現地確認をしてまいりましたのでご報告いたします。成田の案件です。現地確認は1月21日に行いました。所有者が〇〇〇〇氏をはじめとして、全員で5名であります。面積は合計4,107㎡。概要ですが、宅地造成のためで長井市が事業者となり、19画分の宅地分譲を行うため転用するものです。位置関係についてです。北側は道を挟んで畑、南側は用悪水路を挟んで宅地及び畑、東側も用悪水路を挟んで宅地及び畑、西側は宅地となっております。申請地は、第3種農地に該当しており許可は可能となります。また日照等については、造成後は最終的に建物の高さを加減するため、周辺に及ぼす影響は少ないものと思われま

す。以上でございます。

○ 寒河江 忠 議長

はい。事務局の説明及び農地専門部会長からの報告が終わりました。農地法第5条第1項の規定による許可申請1件について、ご質疑、ご意見ございませんか。

— （「なし」の声あり） —

○ 寒河江 忠 議長

それでは、ご質疑ご意見ないので、採決いたします。議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請1件について、これを許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 寒河江 忠 議長

はい。挙手全員であります。よって、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請1件について、これを許可することに意見決定いたします。

○ 寒河江 忠 議長

次に、日程第5 議案第3号 長井市農用地利用集積計画について 所有権移転7件を議題といたします。事務局より説明を求めます。井上係長。

◎ 井上係長

— 議案第3号朗読後、説明 —

○ 寒河江 忠 議長

事務局の説明が終わりました。なお番号512は、平 博之 委員に関係がありますので、議案第3号 長井市農用地利用集積計画のうち、この1件を除く6件について、ご質疑ご意見ございませんか。

—（「なし」の声あり）—

○ 寒河江 忠 議長

それではご質疑ご意見ないようですので、採決いたします。議案第3号 長井市農用地利用集積計画のうち、番号512を除く6件について、これを承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 寒河江 忠 議長

挙手全員であります。よって、議案第3号 長井市農用地利用集積計画のうち、番号512を除く6件について、これを承認することに決定いたします。ここで農業委員会等に関する法律第31条の規定により、平 博之 委員の退席をお願いいたします。

— 平 博之 委員 退席 —

○ 寒河江 忠 議長

議案第3号 長井市農用地利用集積計画のうち番号512の1件について、ご質疑、ご意見ございませんか。

—（「なし」の声あり）—

○ 寒河江 忠 議長

はい。それでは、ご質疑ご意見ないようですので、採決いたします。議案第3号 長井市農用地利用集積計画のうち、番号512の1件について、これを承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 寒河江 忠 議長

はい。挙手全員であります。よって、議案第3号 長井市農用地利用集積計画のうち、番号512の1件についてこれを承認することに決定いたします。ここで平 博之 委員の復席を求めます。

— 平 博之 委員 復席 —

○ 寒河江 忠 議長

平 博之 委員に申し上げます。ただいま、議案第3号 長井市農用地利用集積計画のうち、番号512の1件について、これを承認することに決定しましたので、告知いたします。

○ 寒河江 忠 議長

次に日程第6 議案第4号 長井農業振興地域整備計画の変更について、2件を議題といたします。事務局より説明を求めます。三浦補佐。

◎ 三浦補佐

— 議案第4号朗読後、説明 —

このたびは編入2件の申請でございます。図面番号1の草岡の編入案件についてです。草岡地区農地整備事業施行委員会長からの編入申請で、「将来の地域農業を担う安定的な農業経営体を育成するため、必要となる生産基盤整備や生活環境の整備を図り、高生産性農業の展開とともに、優良農地を将来にわたり適切な維持・保全を目的とした「草岡地区農地整備事業」の対象地となっているため、当該箇所を農用地へ編入したいとの申請書が長井市に提出されました。事業計画及び概要は、山形県が事業主体となって整備事業を実施し、区画整理は220ha、農業用排水路や農道の整備を行い、認定農業者への農地集積を進めます。事業予定期間は平成29年度から令和12年度までの計画ということです。この土地は令和3年度に、南東に隣接いたします◆◆◆◆氏のお父さんが、工場敷地を拡張して建物を建設する転用申請ために農振除外をしたところでございますが、その後、工場経営上の事情により転用が実施できなくなりまして、農地整備事業がこの地域にも進んできていることに合わせて、再度編入を申し出たということでありまして。図面番号2の平山の編入案件についてです。この農地は、「畑」地目ではありますが、現在、地域の担い手が水稻を耕作しており、現況は「田」であります。これからも引き続きその担い手が水稻を管理耕作するという事で、農用地への編入を申し出られました。農用地に隣接し、周囲も適切に耕作されておりますので問題ないのではないかと見たところでございます。以上です。

○ 寒河江 忠 議長

事務局の説明が終わりました。ここで 片倉 功 農業振興専門部会長より現地調査報告をお願いしたいと思います。

○ 片倉 功 農業振興専門部会長

はい。今回は編入 2 件ですが、今月は積雪のため現地確認は実施せず図面で確認したので、ご了承いただきたいと思います。では、報告いたします。

図面番号 1 の草岡の編入案件です。平成 29 年から令和 12 年まで実施される県の草岡地区農地整備事業により、この土地も編入したいという施工委員長からの申し出です。事務局からもありました通り、この土地は令和 3 年に転用目的で除外された土地ですが転用を実施しなかったため、整備事業でこの土地も含めて再編入し整備対象として耕作しやすくした上で、担い手に集積・集約するものです。この土地は現在作付されておりませんが北側では大豆耕作がなされており、今後この土地も整備事業が入ることで担い手により耕作される見込みであり、問題ないというふうに思われます。図面番号 2 の平山の編入案件についてです。この土地は、地目が畑ですが、田の形状をしており、地域の担い手により水稻と畑作が適切に行われております。周辺は 10 ヘクタール以上の集团的な農用地に接しており、この土地も同様の耕作状態であることを確認しています。地域の特性に即した農地の農業の振興に必要な土地でありますので、問題ないというふうに思われます。以上、現地報告を終わります。

○ 寒河江 忠 議長

暫時休憩いたします。

休 憩（14：00）

再 開（14：29）

○ 寒河江 忠 議長

休憩前に復し議事を再開いたします。事務局の説明及び現地調査報告が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。

—（「なし」の声あり）—

○ 寒河江 忠 議長

それでは、ご質疑ご意見ないようですので、採決いたします。議案第 4 号 長井農業振興地域整備計画の変更について 農用地区域への編入 2 件について、これを承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 寒河江 忠 議長

挙手全員であります。よって、議案第 4 号 長井農業振興地域整備計画の編入 2 件についてこれを承認することに意見決定いたします。

○ 寒河江 忠 議長

次に、日程第 7 長井市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてです。我々農業委員会が、農業者の公的な代表機関として、法令遵守を徹底するための決議を行いたいと思います。それでは、長井市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議案について事務局より説明を求めます。高橋事務局長。

◎ 高橋事務局長

この決議は今回で 6 回目であります。農業委員が法令遵守による公正公平な職務の遂行を徹底するよう、農業会議より、年 1 回以上申し合わせするように通知されております。これから私が読み上げます。別紙になります。

— 「長井市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）」朗読 —

改めて法令遵守の徹底を確認いただき、決議いただきますようお願い申し上げます。

○ 寒河江 忠 議長

事務局からの説明が終わりました。長井市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議案について、ご質疑、ご意見ございませんか。

—（「なし」の声あり）—

○ 寒河江 忠 議長

それではご質疑ご意見ないようですので、この内容で決議したいと思います。長井市農業委

員会の法令遵守の申し合わせ決議案について賛成の委員の挙手を求めます。

— 委員（挙手全員） —

○ 寒河江 忠 議長

挙手全員であります。よって、この内容で決議することに決定いたします。委員の皆さんにおかれては、今後、法令遵守による公正公平な職務の遂行を徹底していただきますようお願いいたします。

以上をもちまして、令和7年第1回 長井市農業委員会総会を終わります。

閉 会 14：34

上記のとおり、令和7年第1回 長井市農業委員会総会 の顛末を記録し、その内容に相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和7年1月27日

議 長	会 長	⑩
議事録署名委員 7 番		⑩
議事録署名委員 8 番		⑩